別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号 ※ 第 号

氏 名 THIENGCHANHXAY Viengvilay

論 文 題 目 Legal and Sociological Study of the Death Penalty in the Lao People's Democratic Republic in the International and Regional Context

[和訳] 国際的・地域的文脈に照らしたラオス人民民主主義共和国における死刑の 法的・社会学的研究

論文審查担当者

主査

名古屋大学大学院法学研究科教授 小畑 郁 名古屋大学大学院法学研究科教授 橋田 久 名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則

論文審査の結果の要旨

I.本論文の概要

THIENGCHANHXAY Viengvilay 氏の母国であるラオスにおいて死刑は、多くの犯罪類型に対して規定されており、死刑の宣告もかなりの頻度でなされているが、実際には、1989年以降、死刑の執行は報告されていない。ラオスは、2009年以来、生命権(6条)をも保障する、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下、自由権規約)の締約国であり、死刑廃止ないし死刑を法定刑として定める犯罪類型を減らす方向性がなんら示されないままの長期にわたる執行停止は、国際社会からは不可解なものに見える。

この状況のなかで、本論文は、ラオスの死刑について、法的のみならず社会学的なアプローチで解明しようとするものである。つまり、ラオスの死刑についての状況を、国際法的な観点からどのように評価しようとも、このような不安定な状況がどうして長期にわたって続いているのか、という疑問が生ずるのは避けられない。もし、究極的にであれ、死刑廃止を目指すのであれば、この状況がどのような構造的要因により支えられ、維持されてきたのかを明らかにしなければならない。これは、むしろ国際的・地域的文脈を意識した社会学的研究により、達成される。

他方で、ラオスの死刑をめぐる状況がいかに深刻で構造化されているか、ということを明らかにするために、本論文は、法的分析を行う。しかし、これは本論文の主たる狙いではない。事実上の執行停止が生じている構造こそが、主たるターゲットであり、これに対応してこそ、究極的な死刑廃止への道筋をひらくことができる。法的所見は、事実上の執行停止がいかに構造化されてきたのかを明らかにするという目的のための手段である。

このような問題設定の下、本論文は、序論と結論に加えて、本論5章で構成されている。なお、3つのAppendixが付されている。

序論では、本要約の最初で述べた問題設定がなされ、さらに、ラオスの死刑の状況について、次のような特徴が抽出されている。まず、刑法典上は、死刑は、国家安全保障に対する罪や殺人罪についてだけでなく、薬物犯罪についても定められている。しかし、死刑は、長期間執行されていない。このような特徴を踏まえて、本論文の目的は、次のような問いに答えようとするものであるとする。主たる問いは、なぜ、ラオスでは、事実上の執行停止が続いているのか、というものである。

第1章では、ラオスにおける死刑をめぐる法規定と実務を取扱う。ラオスの死刑規定を特徴づける薬物犯罪については、1996年に一気に終身刑に引き上げられ、さらに 2001年以降、死刑が規定されている。死刑執行についての手続は、あらゆる法的な手続が尽くされて死刑が確認され、恩赦も与えられなかった場合には、1年以内に執行されなければならないということになっているが、実際には執行を担当

別紙1-2

する委員会は、設置されていない。つまり、ラオスの死刑停止は、事実上のものであるばかりでなく、法律規定の外側でなされているのである。また死刑にかかわる統計をみると、死刑囚のほとんどが薬物犯罪により死刑宣告を受けた者であることが分かる。結局、薬物犯罪に対する態度が、死刑をめぐる政策を実際上決定している。したがって、続く3つの章で、薬物犯罪が分析対象となる。

第2章は、薬物犯罪をめぐって西欧諸国の一つとの間で生じた、きわめて興味深い事例である、オロバートル事件を対象とするものである。イギリスは、薬物をラオスから持ちだそうとした自国民オロバートルへの死刑適用を免れるため、公式・非公式の努力をした。その結果、薬物の重量からすれば死刑に該当したはずが、拘禁中の妊娠を理由とした無期刑の宣告となり、さらには、受刑者移送の合意に基づき、身柄移送の後、イギリスの裁判所においてきわめて軽い刑罰に変更された。これは、西欧諸国が、薬物犯罪に対する死刑適用について、決して座して看過することはなかったという事例である。

第3章は、伝統的に違法薬物の生産拠点であったゴールデン・トライアングルおよび西のラオスと中国・ベトナムの国境の山岳地帯の問題が取り扱われる。その素地は、イギリスとフランスによる植民地支配の時代とベトナム戦争において形成された。こうした国境を跨ぐ地帯を抱え、ラオスには、薬物犯罪に対する厳罰化圧力がかかっている。現在、ゴールデン・トライアングルのラオス領内には、経済特区が設けられ、中国系資本によるカジノが作られているが、ここでの薬物取引も深刻である。こうした犯罪の取締りにおいては、中国は、領域外裁判権行使を当然のようにおこなっている。中国が死刑を頻繁に執行していることから、こうした領域外裁判権行使を免れラオスで裁判を受けたものと間で、大きな格差が生まれている。

第4章では、周辺諸国による薬物犯罪に対する政策が分析される。まず、近年ラオスに対する影響力を強めている中国は、薬物犯罪に対して死刑を世界で最も頻繁に執行している国である。次に、ベトナムは、ラオスの法制度に最も影響を及ぼしている国であるが、薬物犯罪に対する死刑が規定されるだけでなく、頻繁に執行されている。周辺諸国のうち、カンボジアのみが一般的に死刑を廃止しており、したがって、薬物犯罪に対する死刑もないが、最高刑は終身刑であり、同国における薬物問題の深刻化もあり、厳罰化傾向にある。この地域(大メコン地域)での国境を跨ぐ違法薬物問題に対応するためには、地域的な取り組みが必要であり、それも始まっている。それに対応してラオスの薬物政策も展開してきた。そこでは、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の指導もあり、刑罰に過度に頼らない、代替的地域開発政策、再教育とリハビリテーション・治療といった政策も取り入れられているが、この地域全体でハーモナイズされた政策の展開は、なお今後の課題である。

第5章は、以上を踏まえて、ラオスにおける自国の死刑をめぐる法意識が紹介され、分析される。まず、社会主義、とりわけその刑法理論が検討される。その影響

は大きいと評価される。このようなイデオロギーもあり、国会における死刑についての議論では、薬物犯罪の深刻化のみが強調され、死刑の維持が決定されている。ラオス人民革命党政治局も、2021年末に、薬物犯罪への死刑の実効的適用を政府に指示している。社会状況としては、死刑を実際に執行することについて、コンセンサスはなく、また執行しないことについても積極的なコンセンサスがあるわけではない。学位申請者が行った25人の(元)政府高官へのインタビューでは、死刑を法文上維持しながらも執行しない、つまり現状の事実上のモラトリアムに対する支持が最も強い。上の党の指示は、文字通り実施すれば、自由権規約6条の支配的解釈に反することになる。もっとも、自由権規約委員会(Human Rights Committee)の勧告も、形式的な議論に終始している。むしろ、薬物犯罪にどのように対処すべきかなど問題の実質に踏み込むべきである。

結論では、これまでの議論を次のように7点に要約する。①ラオスの死刑は、社 会主義法の考え方に基づき、薬物犯罪も「最も重大な犯罪」とされ死刑が適用され るものとされている。②ラオスの状態は、法的には極めて曖昧かつ不安定な、事実 上のモラトリアムと性格付けられる。③ラオス人は、一方で死刑であっても殺人は 罪深いと考える一方で、死刑は、重大な犯罪を抑止するために必要と考えている。 このような矛盾した意識が事実上のモラトリアムを支えている。④周辺諸国はいず れも薬物犯罪に対して厳しい態度をとっており、このなかラオスが薬物犯罪に死刑 を維持することは合理的ともいえる。⑤このような地政学的環境と国内状況に十分 に注意を払う場合にのみ、死刑の廃止に向けたプロセスに入ることができるであろ う。しかし、近い将来正式の死刑の廃止に向かうとは考えられない。⑥以上を踏ま えて、ラオス政府は、薬物濫用に対して、刑罰に代わる戦略を強化するよう求めら れる。⑦政府は、ASEAN や大メコン地域レヴエルでの薬物管理のための協力を強 化すべきである。このような結論を述べた上で、次のような所見を最後に付け加え ている。死刑廃止が究極的にラオス人民の意思に適合するものであるとしても、こ の目標に到達するためには、巨大な構造的困難を克服する必要がある。この困難は、 国際法的義務を遵守する意図が政治指導者にあれば、克服できるような性質のもの ではない。薬物問題への非刑罰的対処の開発と適用を含む、近隣諸国と協力しての 政策の実施の結果として、このような困難は克服できる。

以上の本論に付加された、3つの Appendix はつぎのような内容である。 まず、自由権規約 6 条を対象とする Appendix I は、起草過程、文言の構造、現在の解釈について明らかにする補論である。つぎに「フィリピンという事例」と題する Appendix II では、ラオスと同じく東南アジアに属するフィリピンの死刑をめぐる 状況を明らかにしている。フィリピンの状況は、死刑廃止だけを求めることは、必ずしも生命権保障に資するとは限らない、という、ラオスの状況を考える上でも、示唆に富む所見を与えるものである。このように、Appendix II は、本論の論理展

開に十分に結びつけられてはいないが、本論で展開される議論にとって、重要な示唆を与えるものである。Appendix III は、人民民主主義共和国成立後の最初の刑事法典である、1976年の総理大臣令の英訳である。これまで英語で紹介されたことがない貴重な資料であるので、本論文に収録された。

Ⅱ. 本論文の評価

学位申請者は、2016 年 10 月にアジアサテライトキャンパス学院(ASCI)の枠組みで本研究科博士後期課程(国際法政コース)に入学し、2021 年 9 月 30 日付けで同課程を満期退学した学生である。博士(比較法学)の課程博士論文申請資格を有しており、その枠組みでの申請であるので、以下、そこで適用されている基準に照らして評価する。なお、本申請者は、2002 年 9 月に本研究科修士課程を修了して以来、母国のラオスに戻り、ラオス国立大学の法・政治学部で刑事法を担当しつつ(職位は准教授)、2011 年以降、学部長を務めている(現職)。この間、日本政府の法整備支援事業にかかわって JICA のプログラムに頻繁に参加し、2021 年以降は、国会議員に選出されている。このように、長期にわたって本国を離れることのできない立場にあり、かつ、本国の法実務・法理論へのさらなる貢献が期待される、という点で、ASCI と本課程(国際法政コース)の趣旨に合致する人物像であることを付記しておきたい。

博士(比較法学)の学位請求論文については、①広義の「アジア法整備支援」にかかわる理論的・実務的問題の発見・解決に貢献していること、②主として比較法学・比較政治学的方法によっていること(ただし、国際関係を専攻する場合には、国際文書・国際機関の実行等の分析であっても、国内法・国内政治への応用可能性を念頭においたものであればよい)、③母語以外の言語資料を用いていること、④問題設定が明確で設定した問題に対するそれなりの回答が出されていること、⑤独自の研究であること、⑥論理が堅固であること、という基準が用いられる。以下、これらの基準に照らして評価する。

1. 学問的寄与

本論文は、究極的には、事実上のモラトリアム状態にあるラオスにおける死刑を評価しようとするものであるが、評価の方法として、単純に国際法・比較法の見地から裁断するのではなく、そうした状態を生み恒常化させている社会構造を、国際的・地域(ASEAN地域・大メコン地域)的文脈を参酌しつつ、明らかにしようとするものである。その点で、極めてユニークなものであり、新たな学問的地平を切り開いたともいうことができる。結論からいえば、本論文のこうしたターゲットに

照らすと、叙述は未整理・未完成な部分が多く、したがって理論的には未熟な面が 目立つが、本論文の端々にみられる所見から、上記ターゲットに照らして合理的な 再構成をすすめれば、東南アジア地域の法のあり方に関心を有する者にとって驚く ほど多くの学びが得られる。こうした豊かな「水脈」を掘り当てたという点におい て、本論文の学問的寄与は決して小さくない。

死刑については、日本が世界でも稀少な存置・執行国であることもあり、国内法学からは、刑罰論からの正当性をめぐる議論や社会的有用性の評価、また憲法の禁止する「残虐な刑罰」であるかどうか、という議論がなされてきた。国際法学からは、直接これを禁止する自由権規約第2選択議定書や、死刑存置を認めつつ「生命権」を保障する同規約6条の解釈・適用が議論されてきた。こうした国際的実践を手がかりに、たとえばフィリピンの状況を分析することも十分可能であろう。

しかし、こうした議論では、きわめてユニークなラオスの状況を十分に解明することはできない。つまり、ラオスでは、薬物犯罪を含む広範な犯罪について死刑が法定刑として定められており、死刑宣告も比較的頻繁になされているが、30年以上も死刑が執行されていない。本学位申請者の調査によって、この不執行状態は、ほとんどの場合、事実上の組織的サボタージュによって引き起こされていることが明らかになっている。結局、フォーマルな法とその解釈・適用とは別の次元に光をあてなければ、現状を解明することはできないのである。

したがって、本申請者は、事実上のモラトリアムを生み出し支えている構造そのものの解明をめざす。その際、申請者がまず注目するのは、死刑宣告の対象となった犯罪のほとんどすべてが薬物犯罪であることである。2章以降の本論文の記述のほとんどが違法薬物問題とそのコントロールをめぐる状況の分析にあてられているのは、その理由が整理して述べられていないものの、ラオスの死刑状況を支える構造の解明という目標からすれば、合理性を有する。

この目標から注目すべき所見は、とりわけ、第2章と第3章で言及されているイギリスと中国の違う方向でのラオスの国内犯罪への関与である。彼らは、結果的に薬物犯罪に対する自らの刑事政策を個別の事件で押しつけることに成功した。つまり、ラオスは、一方で、西欧諸国国民にのみ不当な特権を与えているとの潜在的批判に応ずるためにも厳格な死刑適用はできず、他方で、薬物犯罪を厳しく取り締まらなければ、中国による経済特区内等における取り締まりの強化を誘発することになる。このようなジレンマが、事実上のモラトリアムという不安的かつ曖昧な状況を固定化する構造をなしているのである。

このような構造を明らかにすることによって、本申請者は、死刑の廃止が国際法 上のフォーマルな義務を強調してラオス政府の政治的決断を促すという道筋では 達成できない、もしラオスの国民が死刑廃止を希望するのであれば、それは地域的 協力によって、厳しい刑罰に依存しない形で、薬物濫用問題に取り組むことを通じ てのみ達成できる、という結論を導き出している。

以上のような整理をすれば、本論文は、上記基準を満たすということができる。すなわち、ラオスの死刑という問題にどう立ち向かうかという基底的問題意識に基づく考察として、①広義のアジア法整備支援にかかわる問題の解決への展望を開こうとするものである。また、②社会学的考察であるとしても、主として法規定とその適用状況という素材を用いていることから、比較法学ないし比較政治学的方法によっているといえる。③母語以外の言語すなわち英語の資料・文献を渉猟・分析して書かれており、④明確な問題設定と、整理が十分でない嫌いがあるとはいえ、問題に対するそれになりの解答がなされている。また、⑤十分に独自の研究であり、事実上のモラトリアムはどのような構造により規定されているのかを明らかにする⑥論理は、全体としては堅固ということができる。したがって、全体としては、博士(比較法学)の基準を満たすと考える。

2. 本論文の問題点およびそれに対する評価

他方、すでに述べたように、本論文にも留意すべき問題点がいくつかある。

第1に、最大の問題は、個々の章が過度に叙述的なうえに、それぞれの位置づけが十分に明示的に示されておらず、全体の論理がどのように構造化されているか、きわめて読み取りにくいことである。これは、ラオスの状況を解明するために用いた方法が、本申請者がこれまで訓練されてきた法ドクマティークからすれば、かなり異質なものであったために、十分血肉化されていないことから生じていると考えられる。実際、社会学的考察により全体を構成するという方針は、博士後期課程入学後数年間は、全く確立しておらず、その後、もっぱら指導教員とのやり取りにおいて、各章のドラフトに基づく議論のなかで確立していったものである。そのような状況で、申請者としても、方法論的に十分に徹底することができず、議論の端々に事態の規範的評価がそのままの形で現れ、場合によっては、それが各章の重要な結論の一つとして記述されているといったテキストになっているのである。

この問題点は、一つの論文の完成度という面からいえば、重大と考えざるをえない。しかし、これだけをもって、自立した研究者としてのスタート・ラインに立つ資格をも持っていない、と評価するわけにはいかないと考える。というのは、一つには、論文で結果的に採用されることになった方法論が、本申請者を含むアジアの発展途上国の法実務家・法理論家にとって、かなり新規なものであるという全般的状況の下で、本申請者に方法論の切り替えを、明確で一貫した表現で行うということは、酷ともいえるからであり、もう一つには、それでも、序論・結論等の記述では、ラオスのユニークな状況を支える社会構造を解明することが本論文の最も基礎的な作業であることがある程度明示されていることからして、本人も不十分ながら

もこの問題点を自覚していく過程にあるものと考えられるからである。

第2の問題は、たとえば、実際にはかなり怪しいが、薬物犯罪への死刑適用と社会主義刑法理論を直接的に結びつけている記述があること、および、ラオス人民の一般の意識は伝統的に死刑を含む殺人に一般的に否定的であると十分な根拠なしに断言されていることに例示されるように、社会構造とは相対的に区別される社会意識についての独自の分析が全般的に十分でない面があることである。

この問題も、結局のところ生きる法は、人々、とりわけ法執行官の(集団的)法 意識の所産であるから、法社会学的な構造分析として、重大な弱点というべきであ る。しかし、この点については、本申請者のまさに社会意識的バックグラウンドに よる制約の大きさを指摘せざるをえない。ラオス人民民主主義共和国の公定イデオ ロギーの下では、矛盾を含んだ社会意識をそれとして立体的に把握する思考枠組み が形成されづらいのである。本問題も、残された課題として明確に記すことにより、 克服する方向での本人や次の世代の努力に期待せざるをえないものであろう。

Ⅲ. 結論

本論文は、ラオスの死刑をめぐる状況について、法的分析を踏まえて、事実上のモラトリアム、と性格づけたうえで、そのように不安定かつ曖昧な状況が持続してきたことの構造を解明する上で、今後の議論の基礎となる分析を示したものである。上に述べたように、本論文には、さまざまな問題点・未熟な点が残されているが、ラオスの現状の学問環境から育ち、自立した理論家としてのスタート・ラインにようやく立とうとしている本申請者の書いたものとしては、了解可能なものである。他方で、本論文が、単純に廃止する政治的決断ができていないだけと理解されがちなラオスの死刑をめぐる状況について、より広い視野から統計・資料を渉猟し、聞き取り調査を行って、構造的解明の重要な基礎となる知見をいくつも表しているという点で、学問的貢献は決して小さくないと考えるべきである。

以上により、審査委員会は、一致して、本論文が博士(比較法学)の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。

以上